

クラブ野球活性化委員会規程

第1章 総 則

- 第 1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟定款（以下「定款」という。）第 47 条の規定に基づいて設置された、クラブ野球活性化委員会（以下「委員会」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 審議事項

- 第 2条 委員会は、定款第 4 条各号に定める事業のうち、特にクラブ登録チームの普及と振興並びにその対策等について審議し、理事会に答申するものとする。

第3章 委 員 会

- 第 3条 委員会には、委員長及び副委員長（2 名以内。）を置く。
2 委員長、副委員長及び委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

第4章 任 期 等

- 第 4条 委員の任期及び解任は、定款第 33 条及び第 34 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」又は「役員」とあるが、「委員」と読み替えるものとする。

第5章 会 議

- 第 5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
2 委員会の定足数及び議事の議決は、定款第 41 条及び第 42 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」又は「理事」とあるが、「委員会」又は「委員」と読み替えるものとする。
第 6条 会長、副会長、各専門委員会委員長は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 部 会

- 第 7条 委員会が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、各種部会をおくことができる。
2 各種部会についての必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 規程の変更

- 第 8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月3日から施行する。